

明治から昭和戦前期における戸籍名の表記と音声 -複名俗と一人一名制のあいだ-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三浦, 直人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/00023150

2022年度 文学研究科

博士学位請求論文（要旨）

明治から昭和戦前期における戸籍名の表記と音声

——複名俗と一人一名制のあいだ——

史学専攻
三浦 直人

1 問題意識と目的

個人とは何か。自己や他者とは何なのだろうか。そのように問うてみると、重要な手掛かりの1つとなりうるのが、日常的に用いられる人名である。人名をめぐる〈常識〉には、自他をどう捉えるのかという〈常識〉が映り込んでいる。我々は人名を、他者とは隔絶した単一的・固定的な自己（いわゆる西洋近代的な自己）を表徴するものとして捉えがちである。しかし、かかる〈常識〉的な人名観は、戸籍名（あるいは、公的な登録名全般）という現行の制度に、強く規定されているのではないか。実際には、名付けや名指しといった他者の関与を抜きにして、人名の問題を考えることは出来ないし、他者との関係性において立ち現れる自己の姿も、決して単一的・固定的なものではない。他方で、戸籍名の政治性を強調することのみに終始してしまえば、関係性への着目も、構造主義や国民国家論のように、個人を権力・構造のうちに解体してしまふ議論へとつながりかねないこととなろう。個人や自己にまつわる両極端な立場から距離を取るためには、戸籍名の本質と人名一般のそれとを厳密に区別し、後者をモデルに、その再定位を図る必要がある。

そもそも近世以前の日本社会においては、年齢や社会的地位などの変化に応じて、名を改めることが一般的であり（改名俗）、同時期に複数の名を併称することも少なくなかった（複名俗）。ところが明治期に入ると、1872年5月の「複名禁止令」、同8月の「改名禁止令」（いずれも井戸田博史の用語）によって、従来の複名・改名俗が否定され、個人の名を生涯ただ1つに限る、いわゆる一人一名制が確立することとなる。氏の強制（1875年2月）とも相俟って、〈唯一不変〉の戸籍名が誕生したのである。明治政府が、氏名の創出と固定に力を注いだ背景には、全〈国民〉を一元的に管理・把握する狙いがあったと位置付けられている。

複名俗と一人一名制との隔たりは、あまりに大きい。制度の変更によって、人名を取り巻く〈常識〉までもが、直ちに变化したと考えてはなるまい。ただ、明治政府の人名政策に関する研究は、主として法制史分野（民法・家族法）において進められてきたこともあり、そのような隔たりも、布告や伺・指令が頻繁に出されたごく短い期間を対象として、法や制度との接触面に浮上した限定的な事例をもとに描かれる傾向が強かった。自己認識・他者把握の問題とも関わる人名観の変容を跡付けるためには、法や制度の整備過程には留まらない長期的な視座が不可欠となる。本研究では、明治から昭和戦前期の人名を、複名俗と一人一名制の〈あいだ〉という観点から分析することで、現代日本社会の〈常識〉的な人名観を相対化し、個人や自己・他者の在り方を問う1つの契機としてみたい。人名一般の本質は、戸籍名という制度ではなく、むしろ、必ずしもそこには包摂されえなかった日常的な人名使用の場に求められることとなろう。

その際、議論の俎上に載せられたのが、戸籍名の表記と音声という問題である。川田順造によれば、「文字で名を書く社会」においては、人名が「ラベルとしていわば「客観的」にそれをもつ者に貼りついている」かのような「錯覚」が形成されやすい。戸籍名は、その典型例と言えよう。他方、「文字のない社会」では、

人名は「生きた声を通じて、したがってきわめて状況的に、呼ぶ者と呼ばれる者のかかわりの内に存在している」。無論、「文字で名を書く社会」においても、本来的にはそうであるはずだが、そのことは極めて見えにくくなっているのが実状である。そこで本稿では、(方法としての日本漢字)に焦点を当てた。日本社会の漢字は、表記と音声とのずれが常に顕在化する契機を内包している。かかる「とりかえ可能な世界」においては、AがAでありBではないという「アイデンティティ(同一性)」も、潜在的な不安定を抱え込まざるをえない(柄谷行人)。日本社会の人名は、固有名であるにも関わらず、複数的な読みの可能性に、絶えず付きまわっている。表記と音声とのずれに着目することで、制度としての戸籍名と、呼び呼ばれるという日常的な人名使用とのずれを描出しようと試みたのである。

2 構成及び各章の要約

本論文(5章構成)全体の問題提起に当たるのが、第1章「戸籍名に〈唯一の〉〈正しい〉読みはあるか——由利公正と田中隆吉の名を事例として——」である。研究者はしばしば、明治から昭和戦前期における著名な人物らの名について、〈唯一の〉〈正しい〉読みを〈確定〉しようと試みてきた。しかし実際には、命名時の読みと当人の名乗りとが異なる場合もありえたとし、ある時点と別のある時点とで、異なる自称が用いられることも少なくなかったのである。現在に至るまで、戸籍には氏名の読み仮名が(原則として)登録されていないことを考えれば、我々はある人名について、〈唯一の〉〈正しい〉読みはどれかと問うのではなく、なぜ明治から昭和戦前期の日本社会においては、しばしば1つの人名に複数の読みが併存しえたのかと問わねばならないことになる。こうした〈名の読みの複数性〉は、一人一名制の確立以後も、音声面においては、しばしば複名・改名が行なわれていたことを意味するのではないかというのが、本稿の仮説である。

第2章(男性名)、第3章(女性名)では、上記の問題を考察するための前提条件として、当該期の戸籍名がどのようなものとしてあったかということを検討した。まずは、第2章「明治から昭和戦前期における男性名の表記と音声——実名と通称それぞれの特徴は戸籍名にどう流れ込んだか——」を見てみよう。近世日本社会の人名には、実名と通称という大きく分けて2つの系統があったが(前者は表記重視・音声軽視、後者は表記軽視・音声重視の傾向が強かった)、一人一名制の確立によって、実名・通称の別が消失すると、両者は相互に影響を及ぼし合いながら、言語的にも徐々に合流していくこととなる。こうした経緯を追うことで、書面上の管理・把握という戸籍名本来の目的が、表記の厳格な固定と音声への無頓着という取り扱い上の大きな差異を生んでいったことが明らかとなった。このような戸籍名の在り方は、呼び呼ばれるという日常的な人名使用の在り方とは、大きく乖離している。逆に言えば、表記の厳格な固定にも関わらず、音声面については、理論上、自由な複名・改名の余地が残されたことになる。

ただし戸籍名が、このような政治的産物である以上、そこには個人の識別・特定機能を特に求められる名と、必ずしもそうではない名の差が明瞭に表れてもくる。こうした問題を、一人一名制の確立・定着とパラレルな関係にある姓名判断の論理から考察しようと試みたのが、第3章「明治から昭和戦前期における女性名の表記と音声——姓名判断は女性の運命を占えたか——」である。画数を重んじる姓名判断は、表記の固定された戸籍名をその前提としたが、当該期の女性名は、漢字・仮名の相互変換、接頭語や接尾語の着脱などにより、表記が一定しないことも多く、各種の例外的基準が適用されねばならなかった。姓名判断を悩ませた女性名の流動性・非単一性を、女性が責任主体として署名することがそれほど多くなかった当時の社会状況や、徴兵・徴税のために氏名の登録・固定を必要とした明治政府の意図との布置関係において論じることで、全〈国民〉を対象とした一人一名制の不均質性を浮かび上がらせたのである。複名・改名の禁止にも関わらず、女性名については、戸籍名と結び付いた新たな複名・改名慣行が形成されつつあった。

他方、男性名の複数性は、しばしば戸籍上の把握対象とはならなかった音声面において生起することとなる。その実態を探ったのが、第4章「名付けられること・名乗ること・名指されること——一人一名制下における音声上の複名・改名——」である。斎藤茂吉〈モキチ/しげよし〉・折口信夫〈しのぶ/のぶお〉・山本権兵衛〈ゴンベエ/ゴンのヒョウエ/ゴンビョウエ〉などの名を事例として、当該期における音声上の複

名・改名が、名付けられ、名乗り、名指されるという他者との具体的な関係性の中で生じたものであることを明らかにした。〈名付けられること・名乗ること・名指されること〉のあいだに現出した種々のずれは、人名が本来、その持ち主のみに関わるものではなく、他者の存在を前提としていることを教えてくれる。まさしく川田が指摘した通り、人名は「生きた声を通じて、したがってきわめて状況的に、呼ぶ者と呼ばれる者のかかわりの内に存在している」のである。音声上の複名・改名は、戸籍名を個々人の表徴と見做す感覚と、自他の関係性に応じて立ち現れる複数的な自己の在り方とのあいだに生じたものと位置付けられよう。戦後、各種書類や出生届等に、氏名の読み仮名記入が求められるようになっていくと、〈唯一の〉〈正しい〉読み観念と〈名の読みの複数性〉意識との奇妙な併存関係は崩れ、前者が後者を塗り潰すこととなる。

第5章「犬養毅の読み方をめぐる『痴遊雑誌』誌上の論争について——つよし・つよき・キ・たけし・たけき・しのぶ——」では、第4章の議論を、個別事例に即して再検討した。犬養毅（1932年没）の名については、長年犬養に師事して伝記編纂の中心ともなった鷺尾義直という人物が、1937年の『痴遊雑誌』誌上で、その名を何と読むべきかと問い、犬養と深い親交関係を有した同時代人らも参加して、1年間にも及ぶ奇妙な論争が展開している。これらの証言を総合してみると、犬養自身はその存命中、少なくとも6つの読みを、同時的あるいは経時的に使用していたこととなる。最も単一的・固定的に見える戸籍名さえも、自他の関係性に応じて、しばしば複数的な自己の姿を映し出したのである。人名一般の本質は、むしろそこにある。

終章では、各章の内容をもとに、人名ひいては個人の在り方を再定位しようと試みた。複名・改名を前提とした場合、人名の固有性を、その持ち主との単一的・固定的な結び付きに求めることは出来ない。しかしそうであるならば、人名を有する個々人は、いかなる意味で、固有の存在となりうるのか。ある個人（自己）に対して、どのような他者がどのように関わってくるのか、そしてかかるいくつもの関係性同士が、どのように結び付き、どのような布置関係を形作っていくのか（同時性）、さらにはこうした関係性同士の関係がどのように積み重なっていくのか（経時性）ということは、まさしく一回的・偶然的である。つまり、名付けられ、名乗り、名指されるという自他の関係性が、「現にこのように織りあわされたという事実の一回的なあり方」（柄谷）——「複数性」（出口顯）の「一回的なあり方」——こそが、人名に表れた個人の固有性なのである。関係性のうちに存在しつつも、そこに解消されてしまうわけではないものとして、個人（自己）を捉えるという、ある意味凡庸な（しかし実態に即した）立場に踏み止まらねばなるまい。